

郡山市ひとり親世帯家賃減額事業のご案内（入居者用）

令和8（2026）年4月1日作成

1. 制度の概要

郡山市が住宅セーフティネット制度（※1）を活用して賃貸人（家主等）に家賃の一部を補助することで、民間賃貸住宅（本制度の対象住宅に限る）に居住する入居者の家賃負担額が公営住宅並み家賃（※2）まで減額されます。なお、共益費等は補助の対象となりません。市の補助額の上限は月額 **40,000 円** となります。賃貸人への補助を通して入居者を間接的に補助する形態をとっているため、手続きの多くは賃貸人が郡山市に対して行うこととなります。ただし、入居資格の確認等、入居者が行う手続きも一部あります。

（※1）住宅セーフティネット制度とは

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者（さまざまな理由により入居を拒まれやすい属性の人）と空き家・空き室をお持ちの大家等賃貸人とのマッチングを目的とした国土交通省の事業になります。この制度を使って家賃の減額補助を行うためには、賃貸人（家主等）が住宅を **住宅確保要配慮者専用住宅** として登録する手続きが必要になります。住宅確保要配慮者には、高齢者や障害者、子育て世帯など、さまざまな属性が規定されていますが、補助の対象者については、補助の実施主体となる地方公共団体が任意に選択することができます。郡山市では、令和元年度から実施していたひとり親世帯等意向調査の結果を受けて、民間賃貸住宅への家賃補助に対するニーズと優先度が高いことが確認できたひとり親世帯を対象に補助事業を開始しました。

（※2）公営住宅並み家賃とは

入居者の所得や住宅の面積等によって算定される家賃になります。なお、所得は公営住宅法施行令第1条第3項に規定される算定方法になるため、一般的な所得とは金額が異なります。詳しくは別紙「所得の算出方法」でご確認ください。家賃の目安は以下の表でご確認ください。

面積	家賃の目安			
	収入分位 1 所得 104,000 円以下	収入分位 2 所得 104,000～ 123,000 円	収入分位 3 所得 123,000～ 139,000 円	収入分位 4 所得 139,000～ 158,000 円
30m ² ～40m ²	16,000～21,000 円	18,000～24,000 円	20,000～27,000 円	23,000～30,000 円
40m ² ～50m ²	21,000～26,000 円	24,000～30,000 円	27,000～34,000 円	30,000～38,000 円
50m ² ～60m ²	26,000～31,000 円	30,000～35,000 円	34,000～40,000 円	38,000～45,000 円
60m ² ～70m ²	31,000～36,000 円	35,000～41,000 円	40,000～47,000 円	45,000～53,000 円
70m ² ～80m ²	36,000～41,000 円	41,000～47,000 円	47,000～54,000 円	53,000～60,000 円

※目安の金額なので面積以外の住宅の要件によって金額が前後する場合があります。

【例 1】収入分位 1 の方が 58㎡、家賃 65,000 円（共益費等別）の住宅に入居する場合

30,000 円	35,000 円
公営住宅並み家賃 (=入居者負担額)	市の補助額 (=減額分家賃)

【例 2】収入分位 4 の方が 58㎡、家賃 65,000 円（共益費等別）の住宅に入居する場合

44,000 円	21,000 円
公営住宅並み家賃 (=入居者負担額)	市の補助額 (=減額分家賃)

2. 補助対象期間

(1) 補助対象期間

入居者

原則 3 年までとなります。3 年を超えて補助の継続を希望する場合は 3 年ごとに審査を受ける必要があります。審査時点の世帯及び所得の状況等によって、補助が延長される場合があります。ただし、年齢が一番下の子どもが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えた場合は補助終了となります。また、お住まいの住宅の補助対象期間を過ぎた場合についても、補助は終了となります。

住宅

1 戸の住宅につき、最長 20 年まで補助することができます。ただし、補助金（家賃債務保証料減額事業補助金を含む）の総額が 480 万円に達した時点で補助は終了となります。なお、入居者の入れ替わりがあった場合についても補助対象期間は合算されます。

(2) 補助開始月について

賃貸借契約における入居可能日（家賃徴収の始期となる日）が、月の初日以外の日（2 日以降）であるときは、翌月分からの適用となります。そのため、入居開始月分は本来（減額前）の家賃額を賃貸人へ支払ってください。

3. 入居者の資格要件

入居者は、下記①～⑦の要件をすべて満たす必要があります。ただし、③については、補助対象住宅入居前の初回申請時のみの要件となります。

- ① 郡山市内に住所を有すること。
- ② 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に規定する支給要件を満たし、同法第 6 条に規定する認定を受けていること。

【注意】児童扶養手当申請中の方は認定が完了するまで対象になりません。

- ③ 現に児童扶養手当全部支給の判定を受けている者、または申請時点で扶養義務者の所得制限のため全部支給停止の判定を受けている者であって補助対象住宅入居後に全部支給への変更が見込まれる者であること。
- ④ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。）を養育していること。

- ⑤ 入居世帯員全員の所得（※）が15万8千円以下であること。
（※ 公営住宅法施行令第1条第3号で定める算定方法によって算出します。）
- ⑥ 生活保護法に規定する住宅扶助費（※2）や生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金を受給していないこと。（※2 住宅扶助費は6ヶ月まで併用可）
- ⑦ 入居しようとする者が暴力団関係者（暴力団員等）でないこと。

現在お住いの住宅で補助を受ける場合

- ⑧ 子育てや就労等転居が困難な事情があること。

4. 入居者の範囲

◎は入居が必須の方、○は入居が可能な方になります。下記のいずれにも該当しない方（例：世帯主の父母、兄弟など）は同居できません。

- ・世帯主（◎）
- ・世帯主の子であり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（◎）
- ・世帯主の子であり、18歳に達する日以後の最初の3月31日を過ぎた者（○）

5. 補助対象住宅

本制度の対象となる民間賃貸住宅の詳細や申込先（不動産店等）等は、セーフティネット住宅情報検索システムで公開されますのでご確認ください。

現在お住まいの住宅で補助を受けることを希望する方は、賃貸人（家主等）に「補助対象住宅（住宅確保要配慮者専用住宅）として新たに登録してもらう手続きが必要になりますので、入居契約を行った不動産店等に本補助制度の利用についてお申し出ください。

6. 入居までの手続き

（1）入居資格の確認

補助対象住宅への入居を希望する方は、**賃貸人の承諾を得た後で、入居契約を行う前に**、こども家庭課に来所し、「入居資格確認申請書（様式はホームページからダウンロードできます。）」に必要事項を記入し、提出してください。郡山市による確認後、確認結果を記載した「入居資格確認通知書」を送付します。

現在お住まいの住宅で補助を受けることを希望する方については、**賃貸人の承諾が得られてから**入居資格確認申請を行ってください。

（2）不動産店等での入居申込み（転居希望者のみ）

入居を希望する住宅の入居相談・申込受付を行う不動産店等で、入居の相談・申込みを行ってください。入居相談を行う際には、郡山市による確認結果が記載された「入居資格確認通知書」を提示し、郡山市による事前確認が済んでいる旨を伝えてください。

(3) 入居資格確認に必要な書類の提出

賃貸借契約を締結する前に、郡山市に以下の書類を提出してください。

提出書類一覧表

チェック	必要書類と要件	
□	1. 入居資格確認申請書	書式は郡山市ホームページからダウンロードしてください。
□	2. 入居資格確認に関する誓約兼同意書	
□	3. 転居前（現在）の世帯全員の住民票の写し【原本】 ※入居資格確認申請書の提出があれば省略できます。	
□	4. 前年分の世帯全員の所得がわかる書類 ※入居資格確認申請書において公簿閲覧同意があり、郡山市で確認できる場合は不要。 転入などにより郡山市で確認できない場合は必要。 <u>1月1日～6月11日の間に提出される方</u> 【給与所得の場合】前年分の源泉徴収票【写し】 ※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先分の源泉徴収票を提出してください。 【事業所得等の場合】前年分の所得税確定申告書の控え【写し】 ※税務署の受付印のあるものを提出してください。 <u>6月12日～12月31日の間に提出される方</u> 市民税・県民税課税（または非課税）証明書【原本】 要件1）提出日時点で取得できる直近のもの。 要件2）所得の明細、各種控除の人数の記載のあるもの。 要件3）16歳以上の世帯員全員分 <u>課税されていない方</u> 非課税証明書を提出してください。 <u>扶養されており収入がない方</u> 課税証明書の所得控除（扶養人数）で確認できる方は提出不要です。	
□	5. ひとり親であることを証明する書類 ※入居資格確認申請書において公簿閲覧同意があり、郡山市で確認できる場合は不要。 児童扶養手当証書【写し】 要件1）提出日時点直近のもの	
□	6. 政令月収の算出方法	

7. 賃貸借契約等について

- ・礼金はかかりません。
- ・共益費、仲介手数料、敷金（家賃3ヶ月分以内の額）、家賃債務保証の保証料（家賃債務保証会社を利用する場合）、更新料、保険料等その他の経費は、通常の民間賃貸住宅と同様に発生します。

8. 賃貸借契約の締結

補助金交付申請の審査後、郡山市より補助金等交付決定通知書を賃貸人に送付します。これらの通知が届いてから、賃貸人と賃貸借契約を締結していただきます。

- ・契約形態は、普通建物賃貸借契約になります。
- ・入居者の家賃負担額等に関する特約が含まれた契約を結んでいただきます。
- ・現在お住いの住宅で補助を受ける方は、新たな賃貸借契約を結び直していただきます。

9. 入居後の手続き

転居後に住民票の変更届を行ってください。

10. 入居資格についての現況確認

(1) 現況確認

6月と12月になりましたら、郡山市に、以下の書類を提出してください。

申請時期	確認内容	提出書類※	確認結果の適用時期
6月	所得	1、3、4、6	10月
12月	ひとり親であること	1、3、5	4月

※提出書類一覧表の番号に対応。3、4、5については、公簿閲覧同意があれば不要。

(2) 世帯の状況等に変更が生じる場合に行う確認

入居者の構成等に変更が生じる場合は、事前にこども家庭課に提出書類一覧表の1、3、4、5を提出してください。「3. 入居者の資格要件」に掲げる資格要件を満たさなくなった場合は、家賃の減額は受けられなくなります。

生活保護制度による住宅扶助費または生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の受給を開始した場合は、住宅扶助費または住居確保給付金が充てられた月から家賃の減額は停止となりますので、至急ご連絡ください。なお、住宅扶助費は6ヶ月までは併用できます。

〈世帯状況変化の例〉

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが同居しなくなった。
- ・世帯主の子ども以外の者が同居することになった。
- ・生活保護の住宅扶助費や生活困窮者自立支援法による住居確保給付金を受給することになった。

など

<書類の提出先・お問合せ窓口>

郡山市子ども家庭課女性・ひとり親家庭支援係
住所：郡山市桑野 1-2-3 ニコニコ子ども館 3階
電話：024-924-3341

- ◆開館時間 月曜日～日曜日 8：30～18：00
- ◆休館日 第3土曜日とその翌日
年末年始（12月29日～1月3日）
- ◆駐車場 建物北側にあります
- ◆バス 福島交通「郡山市役所」から徒歩3分

